

第26回 鬼北町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和元年8月21日(水) 午後1時30分～午後2時05分

2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員(8名)

1	高田洋一	2	赤松拓也	4	中平勝則	5	二宮正宏
7	高田光一	8	芝貞弘	10	山本一人	14	川平定計

4. 欠席委員(6名)

3	松岡照明	6	有田亜佳	9	古用敏彦	11	清家壽秋
12	青木武司	13	谷口雄記				

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第117号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第118号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第119号 非農地証明願について
- 日程第5 議案第120号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について
- 日程第6 議案第121号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による鬼北町農地利用配分計画(案)に対する意見の決定について

6. 農業委員会事務局職員

局長	松本秀治	次長	渡辺美枝	主任	岡崎秀太
----	------	----	------	----	------

7. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、ただ今から第26回鬼北町農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>皆様ご起立をお願いします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>それでは開会の挨拶を川平会長よりいただきたいと思います。</p>
会長	会長挨拶
会長	<p>先般の台風10号の被害をだいぶ心配いたしました。幸い昨年ほどの被害もないのかなと思っております。ただ、水稻は収穫を控えておまして、各地で稲穂が倒れているところもあるという状況です。その関係の対応もあるのか、農業委員の皆さんそれぞれ欠席も多いのですが、なんとか定数に達しておりますので、第26回総会を始めさせていただいたと思います。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>これから議事の進行につきましては、会議規則第7条によりまして、会長が執り行います。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの出席委員は、8名であります。</p> <p>松岡委員、有田委員、古用委員、清家委員、青木委員、谷口委員から欠席の連絡を受けています。</p> <p>また、上甲推進委員からも欠席の連絡を受けています。</p> <p>定数に達しておりますので、これより第26回鬼北町農業委員会総会を開会いたします。</p>
議長	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>お手元に本日の議案書の差し替えがございますので確認をお願いします。</p> <p>本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。</p> <p>各委員のご協力をお願いします。</p>
議長	<p>日程第1 「議事録署名委員の指名について」</p> <p>鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に1番 高田洋一委員、2番 赤松拓也委員、以上の両委員を指名いたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>日程第2 議案第117号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>順位1番について、芝貞弘委員より説明願います。</p>
芝委員	<p>議席番号8番 芝です。</p> <p>議案第117号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番</p>

	の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第117号 順位1番 説明】
芝 委 員	8月19日に譲受人、事務局2名、渡邊推進委員、私の計5名で現地調査を行いました。譲渡人には了承をいただいております。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第117号 順位1番 説明】
芝 委 員	以上により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	ただ今、芝委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第117号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第117号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	日程第3 議案第118号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。 順位1番について、芝貞弘委員より説明願います。
芝 委 員	議席番号8番 芝です。 議案第118号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第118号 順位1番 説明】
芝 委 員	8月19日に譲受人、事務局2名、渡邊推進委員、私の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第118号 順位1番 説明】
芝 委 員	以上により、農地法第5条第1項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	ただ今、芝委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。

各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第118号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第118号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	日程第3 議案第118号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。 順位2番について、事務局より説明願います。
事 務 局	事務局 岡崎です。 議案第118号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第118号 順位2番 説明】
事 務 局	8月20日に譲受人の代理人、事務局2名、松岡委員、末廣推進委員、計5名で現地調査を行いました。松岡委員に代わり、その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第118号 順位2番 説明】
事 務 局	以上により、農地法第5条第1項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしくお願います。
議 長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第118号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第118号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	日程第4 議案第119号「非農地証明願について」を議題といたします。 順位1番について、二宮正宏委員より説明願います。
事 務 局	事務局の岡崎です。 議案第119号「非農地証明願について」、順位1番の説明をします。

	【議案書に基づき、議案第119号 順位1番 説明】
事務局	8月20日に申請者の代理人2名、事務局2名、松岡委員、末廣推進委員、清家委員の私計7名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第119号 順位1番 説明】
事務局	以上により、順位1番の申請地は非農地証明の対象とする土地に該当することを確認しました。ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各委員	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第119号「非農地証明願について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第119号「非農地証明願について」、順位1番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	日程第4 議案第119号「非農地証明願について」を議題といたします。 順位2番について、二宮正宏委員より説明願ひします。
二宮委員	議席番号5番 二宮です。 議案第119号「非農地証明願について」、順位2番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第119号 順位2番 説明】
二宮委員	8月19日に申請人、事務局2名、井伊推進委員、赤松委員、私の計6名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第119号 順位2番 説明】
二宮委員	以上により、順位2番の申請地は非農地証明の対象とする土地に該当することを確認しました。ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各委員	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第119号「非農地証明願について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし

議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第119号「非農地証明願について」、順位2番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	日程第5 議案第120号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。 順位1番から14番まで事務局より説明願います。
事 務 局	それでは、町長から審議依頼のありました議案第120号について順位1番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	【議案書に基づき、議案第120号 順位1番から14番 説明】
事 務 局	以上でございます。 ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	ただ今、順位1番から14番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第120号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から14番は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第120号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から14番は原案のとおり決定させていただきます。
議 長	日程第6 議案第121号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規程による鬼北町農用地利用配分計画(案)の決定について」を議題といたします。 なお、順位1番から3番は委員の関係する案件ですので、議事参与の制限がございます。
議 長	〇〇委員は退席願います。
	(〇〇委員 退席)
議 長	それでは順位1番から3番について、事務局より説明願います。
事 務 局	順位1番から3番について説明します。

	【議案書に基づき、議案第121号 順位1番から3番 説明】
事務局	以上でございます。 ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	ただ今、順位1番から3番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第121号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の 規程による鬼北町農用地利用配分計画(案)の決定について」、順位1番か ら3番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第121号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条 第3項の規程による鬼北町農用地利用配分計画(案)の決定について」、順 位1番から3番につきましては、原案のとおり決定させていただきます。
議長	事務局は〇〇委員を呼んできてください。
	(〇〇委員 着席)
議長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
議長	以上で第26回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
	議事録署名委員
	1番
	2番